

別表三(一)

「特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、別表二の「判定結果 18」において「特定同族会社」に該当する法人が、法第 67 条第 1 項（特定同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合に使用します。

(注) 当期の所得の金額の計算上、次に掲げるような益金不算入額又は損金算入額がある場合には、当期の所得金額が 0 であっても、当期の留保金額について法第 67 条の規定による特定同族会社の特別税率が適用されることがありますので御注意ください。

- ① 非適格合併による移転資産等の譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額（法 67③）
- ② 受取配当等の益金不算入額（令第 139 条の 9（他の連結法人から受ける配当等の額）の配当等の額に係る金額を除きます。）（法 67③）
- ③ 外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（法 67③）
- ④ 受贈益の益金不算入額（法 67③）
- ⑤ 法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除きます。）の益金不算入額及び益金不算入附帯税（利子税を除きます。）の受取額（法 67③）
- ⑥ 繰越欠損金又は災害損失金の損金算入額（法 67③）
- ⑦ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額（法 67③）
- ⑧ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（措置法 59⑤）
- ⑨ 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額（措置法 59 の 2 ⑥）
- ⑩ 沖縄の認定法人の所得の特別控除額（措置法 60⑥）
- ⑪ 国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額（措置法 61⑤）
- ⑫ 収用換地等の場合の所得の特別控除額（措置法 65 の 2 ⑨）
- ⑬ 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除額（措置法 65 の 3 ⑦、65 の 4 ⑤、65 の 5 ④、65 の 5 の 2 ⑤）
- ⑭ 超過利子額の損金算入額（措置法令 39 の 13 の 3 ⑥）
- ⑮ 特定外国子会社等又は特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（措置法 66 の 8 ⑩、⑪、66 の 9 の 4 ⑬、⑭）
- ⑯ 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除額（措置法 67 の 3 ⑦）
- ⑰ 租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例により減額される所得の金額のうち、相手国の居住者に支払われない金額（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 7 ③）

2 記載の手順

この明細書は、まず、「課税留保金額の計算」（「9」から「25」まで）及び別表三(一)付表（「特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書」）を記載し、次に「留保金額に対する税額の計算」（「1」から「8」まで）を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「課税留保金額」の「1」及び「2」	「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「年 3,000 万円相当額を超え年 1 億円相当額以下の金額（ $((18)-(1))$ 又は $(1\text{億円} \times \frac{\quad}{12} - (1))$ のいずれか少ない金額）2」	「課税留保金額 18」の金額が年 3,000 万円相当額を超える場合に、年 3,000 万円相当額を超え年 1 億円相当額以下の金額を記載します。 この場合、その金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「課税留保金額 18」で切り捨	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	てた 1,000 円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	
「留保所得金額(別表四「47 の②」+連結法人間配当等の当期支払額ー連結法人間配当等の当期受取額) 9」	別表四「47 の②」の金額に、配当等の支払に係る基準日（その定めがない場合には、その支払に係る効力が生ずる日。以下同じです。）にその法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に当期に支払う令第 139 条の 8 第 1 項（留保金額から控除する金額等）に規定する配当等の額（適格現物分配に係るものを含みます。）を加算し、その支払に係る基準日にその法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当期に受け取る同項に規定する配当等の額を減算した金額を記載します。 なお、法第 62 条の 5 第 4 項（現物分配による資産の譲渡）の規定の適用がある場合には、別表四「17」の金額をこの欄の上段に内書として記載します。	この場合、「16」はその内書として記載した金額を「9」の金額から減算して計算します。
「当期末配当等の額 11」	剰余金の配当若しくは利益の配当（その支払に係る基準日が当期に属するものでその支払に係る決議の日が当該事業年度終了の日の翌日から当期に係る決算の確定の日までの期間にあるものに限る、当該基準日に当該法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に支払うものを除きます。）又は金銭の分配（投資信託及び投資法人に関する法律第 137 条の金銭の分配をいい、その支払に係る基準日が当期に属するものに限ります。）により減少する法第 2 条第 18 号（定義）に規定する利益積立金額を記載します。	
「法人税額及び地方法人税額の合計額 12」	((別表一「4」+「5」+「7」+「10 の外書」ー「12」ー「19」)ー別表六(五の二)「5 の③」)と 0 のいずれか多い金額)+(別表一「36」ー「40」ー「41」)と 0 のいずれか多い金額)ー((別表六(五の二)「5 の③」ー(別表一「4」+「5」+「7」+「10 の外書」))と 0 のいずれか多い金額)により計算した金額を記載します。	左記において計算した金額がマイナスとなる場合は 0 として計算します。 なお、別表六(五の二)は、当期が令和 2 年 1 月 1 日以後に終了する事業年度である場合に記載します。
「住民税額の計算の基礎となる法人税額」の各欄	(1) 次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 イ 措置法第 42 条の 4 第 4 項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者等に該当する法人である場合「20」に記載します。 ロ その他の法人である場合「19」に記載します。 (2) 別表一「5」の金額から、平成 28 年改正前の措置法（以下「平成 28 年旧措置法」といいます。）第 42 条の 10 第 5 項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）の規定の適用がある場合には同項の規定の適用を受ける金額を、平成 28 年旧措置法第 42 条の 11 第 5 項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定の適用がある場合には同項の規定の適用を受ける金額を、平	措置法第 42 条の 4 第 4 項に規定する中小企業者等とは、中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいいます。 当期が平成 31 年 4 月 1 日前に開始した事業年度である場合、左記の「中小企業者等」は、平成 31 年改正前の措置法第 42 条の 4 第 8 項第 6 号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者をいいますので、御注意ください。 なお、中小企業者及び適

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	成 27 年改正前の措置法（以下「平成 27 年旧措置法」といいます。）第 42 条の 4 第 11 項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用がある場合には平成 27 年旧措置法第 68 条の 9 第 1 項から第 3 項まで《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》（平成 27 年旧措置法第 68 条の 9 の 2 第 1 項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定に係る部分の金額を、それぞれ控除して計算した金額を記載します。	用除外事業者の判定については 88 ページを参照してください。
「住民税額 21」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 措置法第 42 条の 4 第 4 項に規定する中小企業者等に該当する法人である場合 イ 令和元年10月 1 日前に開始した事業年度 $(19\text{又は}20) \times (16.3\%\text{又は}10.4\%)$ ロ 令和元年10月 1 日以後に開始する事業年度 $(19\text{又は}20) \times (16.3\%\text{又は}10.4\%)$ (2) (1)以外の法人である場合 イ 令和元年10月 1 日前に開始した事業年度 $(19\text{又は}20) \times (16.3\%\text{又は}10.4\%)$ ロ 令和元年10月 1 日以後に開始する事業年度 $(19\text{又は}20) \times (16.3\%\text{又は}10.4\%)$	
「調整地方税額に係る控除額 23」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 令和元年 10 月 1 日前に開始した事業年度 $(21) + ((\text{別表一「12」} + \text{「18」}) \times (16.3\% \text{又は} 10.4\%)) \times 20\%$ (2) 令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度 $(21) + ((\text{別表一「12」} + \text{「18」}) \times (16.3\% \text{又は} 10.4\%)) \times 20\%$	